

評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宗恵会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び理事、監事（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、職員を兼務する理事長及び理事はこれを支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 監事が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監査業務を行った場合であっても、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とすることができる。

(評議員及び役員等の勤務報酬等)

第3条 理事長が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設（職員として兼務している施設を除く。）の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、公用車を使用した場合は、実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

ただし、職員を兼務する理事はこれを支払わないものとする。

4 監事が評議員会及び理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指

導検査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合は、その実費とすることができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額があったときは、その金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て行うものとする。

附則（平成30年3月1日規程第1号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年3月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人宗恵会苦情解決事務処理要綱（平成23年5月28日要綱第1号）に規定する第三者委員の報酬及び実費弁償費並びに出張旅費は、本規程を準用する。

附則（平成30年12月8日規程第2号）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年12月8日から適用する。

別表 1 (日額)

評議員及び役員報酬

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席報酬等	3,500円	別表4の額
理事会 出席報酬等	3,500円	別表4の額

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	3,500円	別表4の額
評議員及び理事業務報酬等	3,500円	別表4の額
監事監査指導報酬等	7,000円	別表4の額
監事指導報酬等	3,500円	別表4の額

別表 3 (日額)

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実費	15,000円	3,500円	実費

別表 4 (日額)

片 道 の 距 離	費用弁償額
3Km未満	1,000円
3Km以上5Km未満	1,500円
5Km以上10Km未満	2,000円
10Km以上15Km未満	2,500円
15Km以上20Km未満	3,000円
20Km以上	3,500円